

浜名湖競艇企業団物品売買契約約款

(令和2年8月最終改正)

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、契約書記載の物品の売買契約に関し契約書に定めるもののほか、約定した規格、仕様書又は図面のとおり
の目的を甲に引き渡すものとする。

(履行の委任及び債権の譲渡)

第2条 乙は、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を第三者に委任し、又はこの契約に基づいて生ずる債権を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(履行の延期)

第3条 乙は、天災・事変その他やむを得ない理由によって、納品期限までに履行の提供を行うことができないときは、遅滞なくその理由、履行の提供の予定日等を記載した書面によって、甲に願い出なければならない。この場合において甲は、相当と認める日数について履行の延期を認めるものとする。

(遅延利息及び延滞違約金)

第4条 乙に履行の遅滞が生じたときは、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき決定された率により算出した遅延利息又は遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の延滞違約金を徴収するものとする。

2 遅延利息又は延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないことができる。

3 前項に規定する場合のほか、甲が特別の理由があると認めるときは、遅延利息又は延滞違約金の全部又は一部を免除することができる。

(引渡し)

第5条 目的物の引渡しは、引渡し場所において甲の行う検査に合格したときをもって完了する。

(代金の支払)

第6条 乙は、検査合格後、売買代金の請求書を当該月末までに甲に提出し、甲はその請求に基づき翌月の甲の支払日にて、乙の指定する金融機関に振り込むこととする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

(危険負担)

第7条 目的物の引渡し前に損害が生じた場合、特に定める場合のほかは受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、供給物の引渡し後に、供給物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに乙に対しそれを通知するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、甲は乙に対し、甲が定める相当の期間内に、甲が指定する方法により、乙の費用負担で、供給物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- (1) 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるとき。
- (2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、甲が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を乙に通知しなかったとき。
- 3 乙は、甲が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。
- 4 甲が乙に供給物の補修を請求することができる場合において、甲自らが供給物を補修し、又は第三者に供給物を補修させたときは、甲は、乙に対し、供給物の補修に要した費用を請求することができる。

(甲の供給物代金減額請求権)

第9条 前条第2項の規定により甲が乙に履行の追完を請求することができる場合であっても、甲は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、供給物の代金の減額を乙に請求することができる。

2 前項の規定により供給物の代金の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

- (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、甲がその定めに基づき決定し、乙に通知する。
- (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、甲と乙が協議して決定する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が書面による甲の承諾を得ないで、第三者に債務の全部若しくは一部の履行を委任し、又は債権を譲渡したとき。
- (2) 納入期限内に物件の全部又は重要な一部が納入しないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (4) 乙に契約締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (5) 甲が行う物品の検査に際し乙に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (6) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (7) 甲及びポートレースの信用を失墜するような行為もしくは事実のあったとき。
- (8) 乙において、役員又は経営に実質的に関与している者若しくは従業員が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙が破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。
- (10) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、供給代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。ただし契約の一部を解除されたときの代金の額は解除部分に相当する金額とする。

- (1) 前項第1号から第9号までの規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となった場合

3 甲において、第1項第10号に該当する理由によって契約を解除した場合であって、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。この場合における補償額は、甲乙双方が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 11 条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。紛争の解決については、甲の指定する場所で行い、訴訟・和解・調停についても甲の本場所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。